

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第45号	さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和2年11月30日
条例第46号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和2年11月30日
条例第47号	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員 課	令和2年12月23日
条例第48号	さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	介 護 保 険 課	令和2年12月23日
条例第49号	さいたま市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例の制定について	交 通 政 策 課	令和2年12月23日
条例第50号	さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	土 木 総 務 課	令和2年12月23日
条例第51号	さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	査 察 指 導 課	令和2年12月23日

さいたま市条例第45号

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の

内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
--	--

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市条例46号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。))にあっては<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4~6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。))にあっては<u>100分の110</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4~6 [略]</p>

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>	<p>(期末手当) 第27条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第30条及び附則第35項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略]</p>

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒</p>

冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

さいたま市条例第47号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和元年さいたま市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正を次のように改める。

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第48号

さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

(さいたま市介護保険条例の一部改正)

第1条 さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の特例)	附 則 (延滞金の特例)
第7条 [略]	第7条 [略]
2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の 年14.6パーセントの割合及び年7.3パー セントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措 置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項 に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パー セントの割合を加算した割合をいう。以下この項に おいて同じ。）が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあってはその年における延 滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を 加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に あっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセン トの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年7 .3パーセントの割合）とする。</u>	2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の 年14.6パーセントの割合及び年7.3パー セントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の 特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（ 昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定 により告示された割合に年1パーセントの割合を 加算した割合をいう。以下この項において同じ。 ）が年7.3パーセントの割合に満たない場合に は、その年（以下この項において「特例基準割合 適用年」という。）中においては、年14.6パ ーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用 年における特例基準割合に年7.3パーセントの 割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの 割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセン トの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3パーセントの割合を超える場合には、年7 .3パーセントの割合）とする。
3 [略]	3 [略]

(さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さいたま市条例第13
号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略] (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 [略] (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(介護保険の保険料に係る延滞金に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市介護保険条例附則第7条第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
(後期高齢者医療の保険料に係る延滞金に関する経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市後期高齢者医療に関する条例附則第3項

の規定は、延滞金のうちこの条例の施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

さいたま市条例第49号

さいたま市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例

さいたま市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例（平成29年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 法第5条第1項に規定する<u>地域公共交通計画</u>（以下この条において「<u>地域公共交通計画</u>」という。）の作成及び変更に関する協議</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に関する協議</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整</p> <p>(4)～(6) [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき<u>地域公共交通網形成計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、さいたま市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 法第5条第1項に規定する<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下この条において「<u>地域公共交通網形成計画</u>」という。）の作成及び変更に関する協議</p> <p>(2) <u>地域公共交通網形成計画</u>の実施に関する協議</p> <p>(3) <u>地域公共交通網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整</p> <p>(4)～(6) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第50号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]	[略]	[略]	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	[略]	[略]	[略]
	第2種電柱]	<u>2,700円</u>		第2種電柱]	<u>2,600円</u>
	第3種電柱		<u>3,600円</u>		第3種電柱		<u>3,500円</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
	第2種電話柱		<u>2,500円</u>		第2種電話柱		<u>2,400円</u>
	第3種電話柱		<u>3,400円</u>		第3種電話柱		<u>3,300円</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
	地下に設ける変圧器]	[略] <u>930円</u>		地下に設ける変圧器]	[略] <u>890円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所]	[略] <u>3,100円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所]	[略] <u>3,000円</u>
[略]		[略]	[略]		[略]		
広告塔]	[略] <u>10,000円</u>	広告塔]	[略] <u>8,500円</u>		
その他のもの]	[略] <u>3,100円</u>	その他のもの]	[略] <u>3,000円</u>		
[略]		[略]	[略]		[略]		
法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの]	[略] <u>65円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの]	[略] <u>63円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>93円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>89円</u>
	[略]		[略]		[略]		[略]

件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>190円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>280円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>370円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>650円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>930円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>1,900円</u>
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	
法第32条第1項	[略]		[略]	
第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			<u>5,100円</u>
	地下に設ける通路			<u>3,000円</u>
	その他のもの			<u>3,100円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		[略]	<u>100円</u>
	その他のもの		[略]	<u>1,000円</u>
道路法施行令(昭和27年)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	<u>1,000円</u>
		その他のもの	[略]	<u>10,000円</u>

件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>180円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>270円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>360円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>630円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>890円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>1,800円</u>
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		[略]	
法第32条第1項	[略]		[略]	
第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			<u>4,300円</u>
	地下に設ける通路			<u>2,600円</u>
	その他のもの			<u>3,000円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		[略]	<u>85円</u>
	その他のもの		[略]	<u>850円</u>
道路法施行令(昭和27年)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	<u>850円</u>
		その他のもの	[略]	<u>8,500円</u>

政令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	標識	[略]	<u>2,500円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>100円</u>
		その他のもの	[略]	<u>1,000円</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>100円</u>
		その他のもの	[略]	<u>1,000円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>10,000円</u>
		その他のもの	[略]	<u>5,100円</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物	[略]	<u>3,100円</u>	
	令第7条第3号に掲げる施設	[略]	Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	[略]	<u>1,000円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	[略]	<u>310円</u>		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	[略]	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	[略]	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	[略]	[略]	[略]	

政令第479号。以下「令」という。) 第7条第1号に掲げる物件	標識	[略]	<u>2,400円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>85円</u>
		その他のもの	[略]	<u>850円</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	<u>85円</u>
		その他のもの	[略]	<u>850円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>8,500円</u>
		その他のもの	[略]	<u>4,300円</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物	[略]	<u>3,000円</u>	
	令第7条第3号に掲げる施設	[略]	Aに <u>0.03</u> を乗じて得た額	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	[略]	<u>850円</u>	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	[略]	<u>300円</u>		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	[略]	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	[略]	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	
	[略]	[略]	[略]	

	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物] [略	Aに <u>0.01</u> 1を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> 1を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> 1を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額

備考 [略]

	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 4を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物] [略	Aに <u>0.01</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.00</u> 9を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.02</u> 4を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.00</u> 9を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> 3を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 4を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 4を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.03</u> 4を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> 3を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 4を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 4を乗じて得た額

備考 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用期間が1年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第51号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（燃料電池発電設備）</p> <p>第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、りん酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃焼電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに<u>第64条第14号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（急速充電設備）</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。</u>以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合</u>にあっては、建築物から3メートル</p>	<p style="text-align: center;">（燃料電池発電設備）</p> <p>第13条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、りん酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃焼電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第25条並びに<u>第64条第13号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号（ウ、ス及びセを除く。）、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第18条第1項（第9号を除く。）並びに第19条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 [略]</p> <p style="text-align: center;">（急速充電設備）</p> <p>第18条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>

以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講じること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、次によること。

ア 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

イ 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこと。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

ア [略]

イ 異常な高温とならないこととし、異常な高

<p><u>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p><u>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) 水素ガスを充填する気球</p>	<p><u>温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第64条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) 水素ガスを充てんする気球</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のさいたま市火災予防条例第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。